平成２１年（フ）第２４７号
神奈川県川崎市多摩区登戸2680番地３　井出クリエイトビル401、前住所神奈川県小田原市国府津1868番地
破産者　久保　寿徳
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５５６号
福井市若杉１丁目1204番地
破産者　田島　　信
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地７―202
破産者　堀　　久雄
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５０９号
奈良県御所市大字南十三５番地の１
破産者　上原美根子（旧姓中溝）
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
茨城県神栖市大野原１丁目８番29号、破産手続開始時の住所茨城県神栖市大野原２丁目８番４号
破産者　根本　義廣
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第２８０１号
大阪市港区築港４丁目10番23号
破産者　姫田　明人
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１２６号
大阪府貝塚市橋本684番地２棟508号
破産者　平野　勝也
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１７６号
大阪府貝塚市名越777番地８、前住所大阪府泉佐野市鶴原1832番地の11
破産者　藤本　宣子
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５２５号
奈良市大安寺２丁目２番２－１号
破産者　松原　顯彦
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第１３６５号
熊本市若葉１丁目21番５号
破産者　笠　　典光
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３６６号
熊本市若葉１丁目21番５号
破産者　笠　　充子
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５７８号
札幌市東区北20条東15丁目１番12―401号
破産者　橋本　正裕
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５３１号
北海道旭川市永山８条１丁目２番17号
破産者　荻生　智也
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７５号
青森市大字駒込字蛍沢48番地122
破産者　佐藤　秀男
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
さいたま市大宮区高鼻町１丁目15番地１　大宮高鼻町ハイツ106
破産者　住岡美貴雄
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７号
静岡県浜松市東区天王町893番地　コーポ天王中202、破産手続開始時の住所静岡県浜松市南区田尻町308番地の６
破産者　山下　　哲
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１３２１号
京都府長岡京市今里樋ノ尻19番地４、開始決定時の住所京都市伏見区久我東町６番地50
破産者　西端　　博
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係